

經濟論叢

第112卷 第3・4号

インフレーションについての一考察……………島	恭彦	1
ハーグリーブズ・ストライキ……………前	川嘉一	32
初期 U.S. スティールの減債基金会計……………醍	醐聰	53
垂直協業……………青	木國彦	73
独占段階における日本電気業発展と 地域の電気業統制……………小	桜義明	101

昭和48年9・10月

京都大學經濟學會

垂 直 協 業

—DDR 農業・食品業における経営間協業 (3)—

青 木 國 彦

新経済制度の導入と農業経営間の協業などにより、LPGの経営状況は相当に改善・近代化されてきた。しかし、農業生産をめぐる協業・分業関連が農業部門内で完結しないことは言うまでもない。どの産業部門においても同様である。

ところで、1960年代半—65年12月のSED11中総から始まる新経済制度第2段階では、各産業部門間の連関の制度的整備・発展が重点課題の1つとされた。部門別のインテグレーション・計画化はVVBの発展などによって前進していたが、部門間の「垂直的プロセスをまだ十分に制御していない」¹⁾状況であった。

課題解決の基本枠は、部門間連関の行政的・指令的媒介又は中間商業機関による媒介を、経済的方法と経営間直接結合に、しかし市場メカニズムの開花としてではなく、置換することにあった。直接の動機は経済発展の重点の質への移行、インテンシフ化と品質改善にあった。部門内のインテンシフ化の効果が部門間連関の中で無効になったり、第1次生産者・中間生産者に起因して最終製品の品質が粗悪であることが少なかった。

1966年9月のSED13中総は、今や「若干の問題を新たに熟考し、DDRの社会主義国民経済における協業的結びつきの組織・計画化・管理のシステムを一層発展させる時機が成熟した」²⁾と判断し、最終生産物各々の生産・販売をめぐる部門間諸連関を、最終生産者の責任と管理の下に、協業チェーン (Koope-

1) „Aus dem Bericht des Politbüros an die 13. Tagung des ZK der SED“ (Berichterstatter: G. Mittag), *Neues Deutschland*, 18. 9. 1966, S. 6.

2) *Ebenda*.

rationskette), 更にはKOV (Kooperationsverband) その他として組織する方針を確立した⁵⁾。農業をめぐる垂直協業は, その社会的・技術的条件の差異の故に他の産業部門と全く同一ではない⁴⁾が, 基本方向は同じである⁵⁾。

本稿では農業と工業, 特に食品工業および商業(対小売又は直接消費者への)との垂直協業関係について, 政策確立過程・基本的政策内容・若干の事例を検討する⁶⁾。

(注) 略語の意味は下記の通りである。

agra	農業博 (agra 66は1966年)	BHG	農民商業組合
DDR	ドイツ民主共和国	GHG	卸売商業組合
KOG	協業共同体	KOV	協業連合
LPG	農業生産協同組合	RLN	農業生産食品業評議会
SED	ドイツ社会主義統一党	VEAB	人民所有調達買付経営
VEB	人民所有経営	VEG	人民所有農場
VVB	人民所有経営合同	ZBE	経営間組織体
ZGE	協同組合間組織体		

尚, 本誌第112巻第1号と同第2号掲載のDDR農業における協業についての拙稿を, 論文①, 論文②とする。

I

農業と食品業を貫く製品別 (erzeugnisorientiert 又は erzeugnisgebunden) 垂直協業政策の本格的確立は, 1967年4月のSED第7回党大会だといえよう。ま

- 3) 同時に, 部門別・バランスの並存状況を克服し, 製品別計画化の展開によって計画化方式を改善することが重視された (Ebenda, S. 7)。
- 4) 従って VO über die vertragliche Sicherung der Kooperation für volkswirtschaftlich strukturbestimmende Erzeugnisse und Erzeugnisgruppen は農業には適用されない (GBL II, 1968, Nr. 10)。
- 5) „Aus dem Bericht...“, a. a. O. 但し, 13中総は具体的には工業内諸部門 (と商業) 間の垂直協業を扱っている。
- 6) 垂直協業という用語は経営間の分業にもとづく直接的協業一般 (従って部門内のそれも含む) を言う場合もあるが, そのうちの部門間協業 (特定製品の生産についての中間生産者 Stufenproduzenten: と最終生産者の協業) に限定して定義することが多い。例えば論文②で紹介したコロッキウムでのウィルジッヒの定義とラーゼ⑦のそれを比べよ (Wirtschaftswissenschaft, 1967, H. 4, S. 666 und S. 699. 尚, 前者については同誌1966年11月号の論文を参照)。本稿では後者の意味で用い, 時に部門内垂直協業という用い方をする。

ず、そこに到る政策確立過程をみておこう。

農産物は、農業部門内流通を別にして部門間連関の上では、(1)生活手段工業(食品工業)で加工されるもの、(2)加工されずに商業を通して住民に供給されるもの(馬鈴薯・果物・野菜・卵等)、(3)軽工業の原材料となるもの(羊毛・生皮・毛皮等)に大別される⁷⁾が、いずれもVEABによる調達又は契約買付に媒介されて流通していた。しかも農業経営は農業評議会、VEABは農産物調達買付国家委員会、食品工業は県管轄工業・生活手段工業省に、各々別々に管轄されていた。

従来、特に7中総(1964年12月)以降、新経済制度導入の一環として、契約制度の活用による計画化の弾力化、契約の長期化・単純化がはかられ、部分的には農業経営と加工経営の直接契約も実行されはじめていた。しかし、全体としては農業と関連工業・商業とは「ひきつづき互に孤立的に組織・管理されていた」⁸⁾た。

そこで第9回ドイツ農民会議(1966年2月)においてウルブリヒトは、「経済契約的結びつきの整備、農産物加工および生産手段の供給・サービス給付の合理的組織化。即ち、社会主義的農業経営と農産物加工経営・生産手段供給やサービス給付の実行のための一定の組織体との間に協力の契約体系が形成されるべきである。この体系は科学技術の最高段階と最も合理的な組織に方向づけられねばならない。その際、県評議会と農業評議会が高い責任をもつ」⁹⁾(傍点一引用者)ということ近代的社会主義農業の5大原則の第4原則に掲げ、それにみあった管理体制・製品(製品群)別構想の農業と食品業の共同による作成・契約生産の展開等を課題に設定した。

しかし、農業と生活手段工業・商業との契約的な直接結合——VEABなどに媒介されない「経済的な」垂直結合——は「未踏の領域」であり、「国際的

7) Kollektiv unter Leitung von G. Grüneberg, *Die marxistisch-leninistische Agrarpolitik* ..., 1965, S. 238.

8) W. Ulbricht, *Das ökonomische System des Sozialismus in der Landwirtschaft der DDR 1961-1969*, 1970, S. 411.

9) *Ebenda*, S. 497f.

にもほんのわずかの経験しかなく、「出来上りのモデルに抛りかかることもできな」¹⁰⁾ かったが故に、実験的試行を必要とした。1966年3月24日のSED政治局決定により、この経済的結合の実験がエルフルト・マグデブルク・シェヴェーリンの3県で開始された。

同年6月には新経済制度第2段階の政策作業の1つとして、「社会主義的合理化と規格統一についてのSED中央委員会とDDR閣僚評議会の協議会」(合理化協議会)が開かれ¹¹⁾、農業については農業用生産手段・農業経営間協業・農村の居住構造などとともに、やはり食品業との連関の改善がとりあげられた。そこでは食品の生産(農業)・加工・販売を「統一のプロセスとして形成する」(同協議会テーゼ)¹²⁾こと、それらの直接的契約結合によって投資効率を大巾に高めうるなどが確認された¹³⁾。

同じ頃開催された第14回農業博(agra 66)が農業・食品業を貫く複合的合理化の方法を展示した。その際に200人のLPG議長を集めて開かれた経験交流集会でエヴァルトは、長期的・契約的な垂直的直接結合の意義——農業経営の主要生産部門形成・生産の工業的な組織・管理への移行の可能性を形成する——を強調するとともに、この結合における「新しさは、KOGやLPGと加工経営・商業との契約が、ますますLPGや郡の計画の基礎になるということにある」(傍点—引用者)とした。そして参加者に、そのLPG・KOGでいかなる垂直結合を形成しようかについて具体的イメージを作成するよう求めた¹⁴⁾。

10) G. Ewald, „Vertragsbeziehungen sichern effektivere Produktion“, *Neues Deutschland*, 19. 12. 1966, S. 3. これは14中総(1966年12月)での発言である。

11) 各分野の幹部・科学者・技術者・革新者(Neuerer)ら1500人が参加し、農業からは中央農業評議会その他の管理機関の幹部やKOGゲルツィットの議長F. ヴォイトらが出席した(H. Lindner, „Einige Schlussfolgerungen aus der „Konferenz über Fragen der Rationalisierung und Standardisierung“ für die Standardisierung in der Landwirtschaft“, *Die Deutsche Landwirtschaft*, 1966, H. 10, S. 473)。

12) H. Gold u. a., „Langfristige Wirtschaftsverträge und komplexe sozialistische Rationalisierung der Nahrungsgüterproduktion“, *Staat und Recht*, 1967, H. 2, S. 232.

13) *Protokoll des VII. Parteitages der SED*, 1967, Bd. 4, S. 116/W. Ulbricht, a. a. O., S. 417.

14) G. Ewald, „Zu Fragen der Organisation und Leitung des einheitlichen Reproduktionsprozesses der Nahrungsgüterproduktion“, *Die Deutsche Landwirtschaft*, 1966, H. 10, S. 466ff.

しかし、部門間の直接協業の組織形態、そして特に、最終生産者の役割やそもそも農業生産に対する最終生産者の規定などは、具体的にはまだ明確ではなかった。

こうした経過の中に前述の13中総があり¹⁵⁾、この秋の収穫時には、特に、馬鈴薯・野菜・果物・甜菜の分野で農業—運輸—加工—商業を結ぶ協力の「貴重な経験」が得られたという¹⁶⁾。

そして1966年12月13日のSED政治局、同22日の閣僚評議会幹部会は、実験県その他における経験¹⁷⁾にもとづいて、製品別直接結合を全県で一層整備することを決定した¹⁸⁾。

同時に、農業(中間生産者)に対する最終生産者——食品業の中でも農産物加工の第1段階の経営、又は加工不要農産物では商業経営ないしは大口買取者——の機能・責任、従ってまた農業・食品業における協業チェーン像が次第に具体化された。「最終生産者はいよいよ強く、自己の仕入地域における製品別の計画化・管理の責任を負う」、即ち、自己の生産課題のみでなく、協業チェーン・生産者審議会を組織し、農業の市場生産指標も自己の計画の中にくみこみ、農業経営との長期契約によってその達成を確保し、農業経営に対する生産コンサルティングや経済的テコ適用の機能をも受持つ、という将来の方向が明確になった¹⁹⁾。

15) 論文②で利用したテーゼ⑩に対する⑪の主な増補点は、13中総をうけて、農業—食品業—運輸等の部門間諸連関についての全体的構想の作成を郡・県の農業指導機関の重点任務の1つにしたことである。

16) „Bericht des Politbüros an die 14. Tagung des ZK der SED“, *Dokumentation der Zeit*, 1967, 2. Januarheft, S. 22.

17) 実験県以外では、屠畜でテーテロウやハルペルシュタット、果物・野菜でハレ・ザーレやベルリンのLPGヴァルテンブルクが先進例にあげられた(G. Ewald, „Vertragsbeziehungen.“, a. a. O.).

18) G. Ewald, „Komplexe wissenschaftliche Führung der Nahrungsgüterwirtschaft“, *Staat und Recht*, 1967, H. 4, S. 538.

19) *Ebenda*, S. 539. この論文や14中総でのエヴァルト発言(脚注10)をうけて食品生産における最終生産者の課題・権利・義務を詳論したものに、J. Quellmalz, „Aufgaben, Pflichten und Rechte der Finalproduzenten im System der Nahrungsgüterproduktion“, *Staat und Recht*, 1967, H. 5 がある。前述のコロッキウムでも「工業における発展とのアナロジーで最終生産者の特別の責任が強調された」(*Wirtschaftswissenschaft*, 1967, H. 4, S. 666)。

更に、SED第7回党大会へのウルブリヒト報告において、RLN体制への移行やKOVを含む農業・食品業の垂直的連関の整備の政策の全体像が確立した。

「LPG・VEGの協業や工業的生産への進歩に関連して、近年中に農業・食品業において徐々に、工業的な管理方法への移行が実現される」²⁰⁾。即ち、農産物の生産・加工・販売を統一管理するRLN体制と製品別計画化方式に移行する²¹⁾。

この制度の基礎をなす生産・流通形態が農業経営と食品工業・商業経営との製品別契約的直接結合——協業(生産—販売)チェーン——であり、更に、協業チェーンをKOVにまで高め、「将来にはLPG・VEGがその主要生産物に応じて色々なKOVに参加することが普通(typisch)である」²²⁾(傍点—引用者)ようにしようというのである。

「徐々に食品業全体が専門化したKOVに組織されるだろう。若干の年月を必要とするこの過程の最後には、穀物業・砂糖業・乳業・食肉業等々のような食品業のどの専門部門も一定数のKOVに系列化(gliedern)されるだろう。KOVは最後には専門部門別の経済連合に結集することが期待される」²³⁾。

II

製品別協業チェーンとは、特定製品(製品群)についての、農業における第1次の生産から食品として加工・販売されるまでの幾つかの生産段階が、流通機関を介することなく直接に契約で結合することであり、最終生産者の機能を果す経営から、一方では農業における採種・育種経営、科学研究機関まで、他方

20) *Protokoll des VII...., a. a. O.*, Bd. 1, S. 197.

21) *Ebenda*, S. 198 und S. 202 f. これは翌年の第10回農民会議を経て実現された。詳細は 拙稿、東ドイツ農業の計画化・管理制度(近刊のアジア経済研究所東欧諸国研究会報告書に所収)をみよ。

22) *Ebenda*, S. 201. 「これらの連合は、現在個々のKOVによってなされているよりもっと強く共同で最も近代的な生産施設を作りあげるだろう」(*Ebenda*)。

23) *Ebenda*, S. 201 f.

では小売商業又は大口消費者・第2次加工経営にまで及ぶ²⁴⁾。

最終生産者の機能を果す経営とは酪農場・屠殺経営・砂糖工場・澱粉工場・穀物業経営・生活手段卸売商業経営(果物・野菜・馬鈴薯)・果物野菜加工経営などである。これらの経営の生産物がしばしば再び労働対象となるという意味では最終生産者ではない。例えば、穀物業経営²⁵⁾は穀類の買付・倉庫管理、乾燥・精製・貯蔵等のサービス給付や加工などにあたるが、その生産物は食用・飼料用等に分れ、色々な使用目的のために多くの経営の労働対象となる。製粉・製パン工業を経てパンという最終生産物になる、等々。とはいえ、製パンなどのレベル(再加工レベル)から農業経営までを1つのチェーンにすることはあまりに錯綜し、むしろ無意味・不経済である。穀物生産をめぐる協業チェーンは穀物業経営を最終生産者とし、そこからは消費(商業を含む)又は別の生産チェーンとなる²⁶⁾。要するに、農産物を直接に買取る第一次加工経営と加工不要農産物についての卸売商業経営である²⁷⁾。食肉で言えば、屠殺経営であって、加工経営ではない。

チェーンの構成は製品別の差異のほか、農業経営の専門化の度合によって異なる。豚肉で言えば、第1図と第2図のような差が生ずる(現実には両者の色々な中間型が存在)。食品業経営を含め、各経営のチェーン参加状況もその専門化水準によって異なる。複合経営はそれに応じて幾つかのチェーンに参加する。

当然各最終生産者の仕入地域毎に形成されるが、その規模等によっては、ある最終生産者が同じ食品のチェーンを複数にすることもあ

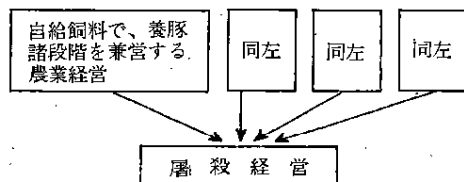
24) H. Wirsig, „Zum Begriff Kooperationskette in der Landwirtschaft und Nahrungsgüterwirtschaft“, *Kooperation*, 1968, H. 2, S. 39.

25) R.L.N体制への移行に伴ってVEABが改組されたもの。VEABの穀物以外の買付機能は上述の諸経営に移された。但し畜産原料VEABは存続。

26) この意味をこめて H.-J. カムパー(SED中央委付属社会科学研)は、農業・食品業における最終生産者を、「商業又は別の生産チェーンに移される前に、このチェーンの中間生産物がそこで最終的価値属性を受取る」経営と定義した(H.-J. Kamper, „Zum Begriff Endproduzent und Endprodukt in der Landwirtschaft und Nahrungsgüterwirtschaft“, *Kooperation*, 1968, H. 4, S. 40)。但し、これは加工不用農産物を別にした定義である。

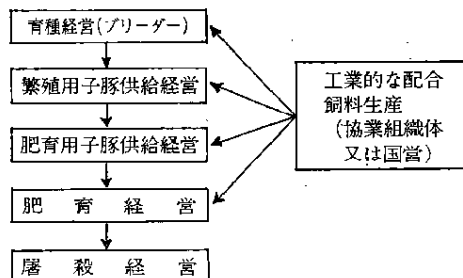
27) D. Giersch u. a., „Probleme der Entwicklung der gesellschaftlichen Organisation der Produktion in der Landwirtschaft der DDR (Thesen)“, *Wirtschaftswissenschaft*, 1967, H. 4, S. 599 f.

第1図 協業チェーン (1)



(出所) H. Wirsig, „Zu den KGVn der Landwirtschaft und Nahrungsgüterwirtschaft“, *Wirtschaftswissenschaften*, 1967, H. 11, S. 1763. 但し, 若干修正。

第2図 協業チェーン (2)



(出所) 第1図に同じ。但し, 若干修正。

協業チェーン自体は、しかし、ある種の経営合同としての協業組織ではなく、二者間の経済契約関係（第1図の場合）又はその連鎖（第2図の場合）にすぎない。最終生産者は直接には、直前の生産段階（例えば肥育）の経営と供給契約を結び、後者がまたその前段階（例えば子取り）の経営との契約を結ぶ等々といった「諸契約の全体的体系が基礎となっている」²⁸⁾（傍点—引用者）ものである。

これ自体、従来のいわば間接的連鎖に比べ、1つの合理化である。14中総でユヴァルトは契約的直接結合の効果を3点に整理した²⁹⁾。第1に、直接の経済効果である。各段階間の生産調整がより容易になり、投資や合理化措置の有効性・品質・アソートメント・食品供給の安定性と連続性などについての改善と

28) H. Gold, „Zur Organisierung der erzeugnisgebundenen Kooperation mittels des sozialistischen Wirtschaftsrechts“, *Kooperation*, 1968, H. 10, S. 33.

29) G. Ewald, „Vertragsbeziehungen...“, a. a. O.

なる。流通経路が短縮し、物品損傷・流通コスト・管理機構（特にVEAB・商業機関・農業評議会の一部機構等）の削減が可能となる。第2に、行政的管理方法が後退し、「商品一貨幣的結びつき」が明瞭となって物質的利益関与・責任性が確保される（契約にもとづく経済的テコの体系も同時に強化された）。第3に、各段階間連関における民主主義の強化（RLN化・生産者審議会等）である。従来の合理化は各経営・各部門のその「継接細工」で、「特に、生産の社会的組織のまだ不十分な発展によって」、あるプラスが他の所で失われる状況が存在した³⁰⁾。

とはいえ同時に、協業チェーン的結合は通例の単なる供給・給付契約関係を越えた関係をもつ。最終生産者の特別の諸機能が被さるからである。最終生産者は第1に、生産物の量・種類・供給期限・価格等のみでなく、農業経営に対する「部門別コンサルティングサービスの活動・特定の技術的方法の適用等々」³¹⁾をも契約に組み込み、農産物供給規模の大型化・専門化を促進・支援する。第2に、自身と直接の契約関係にないチェーン内経営に対しても経済的テコ・部門別コンサルティングサービス³²⁾による影響力をもつ。第3に、最終生産者に付置される生産者審議会によってチェーン全体の協力の一定の組織的保証が存在する。

生産者審議会は「生活手段工業の1最終生産者の仕入地域におけるLPGと色々な所有形態の農業・加工工業・商業の組織体の間の社会主義的民主主義の深化と同志的協力の発展のための社会的機関」（傍点一引用者）であり、チェー

30) H. Wirsig, „Die komplexe sozialistische Rationalisierung und die Kooperationsbeziehungen in der Landwirtschaft der DDR“, *Wirtschaftswissenschaft*, 1966, H. 11, S. 1811.

31) H. Gold, a. a. O.

32) 最終生産者の1機関で、数人の科学者・技術者によって構成され、チェーン各経営への技術上の助言をする。最終生産者がコンビナートの単位経営である時は、双方にサービスを設置する（エルフルト穀物業コンビナート等）ことも、単位経営のみに設置しコンビナートにはこれと協力する予測グループを置く（ゲラ食肉コンビナート等）こともある。Vgl. A. Uhlig, „Zum Begriff Zweigspezifischer Beratungsdienst“, *Kooperation*, 1968, H. 9, S. 43. 尚、農業経営へのコンサルティングには他に、県・郡RLNに設置される経営運営コンサルティングサービスがある。これは経済計算制を適用され、契約を結んで農業経営やKOG・ZGE等に近代化・集約化・「社会主義的経営運営原則」適用等の助言をする。いずれもSED第7回党大会でその設置・活動強化が強調された（*Protokoll des VII...*, a. a. O., Bd. 1, S. 199）。

ン内諸経営・RLN・研究機関・消費者等の代表で構成する³³⁾。

メンバー(名誉職、通例任期2年)は最終生産者が提案し当該経営が派遣する(チェーン内全経営の代表から成るのではない)のだが、当該レベルのRLNの承認を必要とする。メンバー選択の視点は、専門的技能資格とともに、「審議会の構成が協力する諸経営の社会経済的構造に照応するように留意する」³⁴⁾ことである。即ち、LPGの各タイプ・VEG・ZGEその他各種の経営・生産形態、各生産段階が代表されねばならない³⁵⁾。

生産者審議会は何らかの経済組織の管理機関でも、国家の部門管理部でもなく、食品供給の改善と垂直的直接給合の発展を支える民主主義機関・コントロール機関である³⁶⁾。だから、最終生産者に対しても農業経営に対しても指令的決定をするわけではなく、主として勧告をする³⁷⁾。

主な審議対象は、(1)計画の達成と契約生産の問題(量のみでなく、生産の連続性向上・統一的質パラメーターの実現等々)、(2)計画討議の準備、(3)最終生産者を通ずる経済的テコ(飼料フォンド・価格差別化等)の適用への協力・コントロール、(4)農業—食品業というコムプレックスにおける社会主義競争の展開の援助、(5)協業による専門化・集積への影響、(6)共同投資又は基本手段共同利用の計画化、(7)社会主義的経営運営原則適用の援助、などである³⁸⁾。総合的な課題を負っており、従って、その下に各種の作業グループを設ける。

33) *Ökonomisches Lexikon*, 2., neu bearbeitete Auflage, Bd. 1, 1970, S. 597. 当初は生産者審議会の全国統一的活動規則は不要で、地方機関の勧告の形が適当という意見もあった(M. Ebel u. a., „Wirtschaftsrechtliche Probleme beim schrittweisen Übergang zu industriemäßigen Leitungsmethoden in der Landwirtschaft und Nahrungsgüterwirtschaft“, *Staat und Recht*, 1967, H. 9, S. 1422)が、1967年10月の中央農業評議会第8回会議、更に1970年3月の中央RLNによりその地位・課題・活動様式についての勧告が出された。

34) H.-J. Kamper, „Zum Begriff Erzeugerbeirat beim Endproduzenten“, *Kooperation*, 1968, H. 11, S. 45.

35) 例えば、エルフルトと共に先進コンビナートの1つであるゲラ食肉コンビナートのある屠殺経営(仕入地域は4郡)では農業経営から15人、最終生産者から7人、国家機関から4人、商業から3人、研究機関から3人の計32人から成る(*Ebenda*)。

36) この意味でVVBの社会評議会との類似性をもつ。Vgl. M. Ebel u. a.; *a. a. O.*, S. 1421.

37) M. エーベルらは「社会的批判による」活動方法と特徴づけた(*Ebenda*, S. 1422)。

38) Vgl. J. Gruner, „Die Wirksamkeit der Erzeugerbeiräte“, *Kooperation*, 1970, H. 8, S. 28/H.-J. Kamper, „Zum Begriff Erzeugerbeirat...“, *a. a. O.*, S. 44/G. Ewald, „Komplexe...“, *a. a. O.*, S. 539.

最終生産者の排他的利益実現のための機関ではない³⁹⁾、又逆に、最終生産者に対する農業生産者の利益代表ではない⁴⁰⁾といったことが問題にされることから分るように、積極的に共同で企画・立案するとともに、両者の利害の調整・相互コントロールの場でもある。

審議会議長は農業経営の代表、議長代理は最終生産者の代表があたるのが通例である⁴¹⁾。

1970年に食肉業・乳業・穀物業を選んで実態調査をした J. グルーナー(農産物買付加工国家委員会)によると、次の場合によく機能している。(1)最終生産者の仕入地域といっても、各郡又は各単位経営の仕入地域毎に形成されている⁴²⁾(さもないと、個々の農業経営にまで十分な効果を持ってない)、(2)郡 R L N は食品業経営からの提案を、事前に生産者審議会で検討された場合にのみ受付ける、(3)県レベルでは R L N 又は食品業コンビナートが各生産者審議会議長との経験交流を組織する、(4)生産者審議会議長による R L N への報告活動が組織されている、(5)時に会議を低生産水準

第1表 生産者審議会

L P G で開き、通例の問題のほか、当 L P G の生産改善の指摘を行う、などである⁴³⁾。

欠陥としては、(1)国民経済的重点への集中と解決さるべき課題への明確な方向性の不足、(2)郡

	審議会数	メンバー数			
		合計	農業経営から	婦人	25歳以下
食肉業	91	1,768	908	170	36
乳業	164	3,580	1,675	419	77
穀物業	165	2,683	1,339	135	79
計	420	8,031	3,922	724	192

(注) 3 専門部門についての1970年2月現在の調査結果である。ちなみにDDRの郡(農村)総数は191。

(出所) J. Gruner, a. a. O., S. 29.

39) M. Ebel u. a., a. a. O., S. 1422.

40) H.-J. Kamper, „Zum Begriff Erzeugerbeirat...“, a. a. O., S. 44. もっとも誕生の直接の動機の一つは最終生産者の特別の機能(権利)への対抗、つまり農産物の検査・質評価・使用と経済的適応についての農業経営からのコントロールの必要である(Vgl. H. Gold u. a., a. a. O., S. 230f./J. Quellmalz, a. a. O., S. 738)。

41) H.-J. Kamper, „Zum Begriff Erzeugerbeirat...“, a. a. O., S. 45.

42) 当初は、KOVが形成されれば生産者審議会はコンビナート(その単位経営ではなく)＝県レベルに形成されることになろう、という見解(M. Ebel u. a., a. a. O., S. 1421)があった。

43) J. Gruner, a. a. O., S. 28f.

R L Nや加工経営からの情報提供の不十分さ、(3)最終生産者に対するコントロール権行使の不十分さ、(4)低水準L P Gへの援助の不十分さ、(5)メンバー構成の欠陥(第1表の如く、農業経営の代表が50%に達せず、婦人・青年の比重が低い)などが指摘された⁴⁴⁾。

III

協業チェーンは、それ自体各食品の分業的生産諸段階の「合理的」結合形態であるが、同時に「色々な所有形態の社会主義的商品生産者間、色々な国民経済部門間の協力の質的に新たな形態の発生の基礎である」⁴⁵⁾。

分離—集中過程の進行(論文③参照)によって、一方では各経営間の相互依存性が高まるが、他方では「個々の経営は農業・食品業内および国民経済の他の諸分野との多面的な連関・結びつきを包括的に見通し、活動の焦点をそこに合わせる必要がありますでにくくなる」。従って、各経営に生産指揮が必要であるように、これらの分業的諸活動のコーディネーションの一層の向上が必要となる。「この発展過程の中で」最終生産者の影響下に「ある製品の生産のためのこれら諸経営から成る相対的に独立の組織単位——その性格からすれば製品別生産システムである——が発達する」⁴⁶⁾(傍点—引用者)。

こうした生産システムを作りあげてゆく組織体がK O Vである。農業・食品業ではK O Vは全主要製品を対象に組織される⁴⁷⁾。

農業・食品業のK O Vを明確に法制化したのは、暫く後の「協業組織体模範定款」⁴⁸⁾(1973年1月発効)であるが、しばしば諸経験の一般化がなされてきた。

44) *Ebenda*, S. 29.

45) H. Wirsig, „Zu den KOV...“, *a. a. O.*, S. 1763. その意味で生産者審議会は独自の存在理由をもつとともに「KOV形成の前段階でも」ある(M. Ebel u. a., *a. a. O.*, S. 1421).

46) H. Wirsig, „Zu den KOV...“, *a. a. O.*, S. 1764.

47) *Ebenda*, S. 1768/R. Mieth u. a., „Stellung, Aufgaben und Arbeitsweise der KOV im System der Landwirtschaft und Nahrungsgüterwirtschaft“, *Kooperation*, 1968, H. 1, S. 44. 他の部門では「国民経済的に構造規定的な製品」にのみ組織される(H. Wambutt, „Planung und Leitung der Kooperation“, *Einheit*, 1967, H. 4-5, S. 464).

48) „Musterstatut für kooperative Einrichtungen der LPG, VEG, GPG sowie der sozialistischen Betriebe der Nahrungsgüterwirtschaft und des Handels“, *Kooperation*, 1972, H. 12. 以下模範定款とする。

それらによって、KOV像を明かにしよう⁴⁹⁾。

KOVは協業チェーンの「現在最高の形態」であり、「社会主義的商品生産者間の計画的・意識的な協力の、経済契約を越えた形態」(傍点・引用者)である⁵⁰⁾。即ち、最終生産者と中間生産者および中間生産者間の二者間経済契約関係のみによって形成される(協業チェーン)のではなく——この契約体系自体も一層整備されてKOV内にも存在するが——、協業協定を法定的基礎として形成される1つの組織単位、経済組織である⁵¹⁾。

従って、KOVにインテグレイトされる農業経営はある程度限定される。事前に、直接的契約関係の安定性・連続性が高水準にあること⁵²⁾、主要課題・活動様式やKOV結成によって新たに生ずるKOV内外の経営間諸関係についての政治的・イデオロギー的明確さ⁵³⁾が要請されるだけではない。主要生産部門の形成によって当該生産部門に相当の集積度を達成した農業経営・協業組織体、又は実現はまだでも連合の対象製品に一致する主要生産部門の形成をはっきり予定している経営が、加入対象である⁵⁴⁾。さもないと、KOVは安定性に欠ける。但し、単一作目の農業経営は稀であるから、複数のKOVに加入する農業経営もあり得る。

KOVにもむろん発展水準があり、それは「本質的には、協業、生産の集積・専門化、連合内で協力する諸経営間の分業の到達水準に依存する」⁵⁵⁾。こ

49) KOVについての文献は、幾つかの文献に同内容で重複する問題が多く、その際は、一部叙述の適否で選択した以外は、概ね早い時期の文献のみを注記する。

50) R. Micth u. a., *a. a. O.*, S. 42.

51) H. Gold, *a. a. O.*, S. 34. 当初は協業協定のほかに、KOV契約・連合契約・組織契約・外廓契約とも言われ、又定款とした所・文献(H.-J. Kamper u. a., „Zum Begriff KOV in der Landwirtschaft und Nahrungsgüterwirtschaft“, *Kooperation*, 1968, H. 3, S. 45)もあった。しかし模範定款では協業協定と定められ、(1)目的、(2)法的地位、(3)参加経営の権利・義務、(4)管理構造、(5)KOVとその諸機関・諸委員会の権限と活動様式、(6)参加経営の契約的協力の原則、を内容とし、県評議会の承認が必要とされた(第63条)。

52) J. Gruner u. a., „Erfahrungen aus der Zusammenarbeit in KOV“, *Kooperation*, 1971, H. 8, S. 9.

53) J. Gruner u. a., „Erfahrungen über den Aufbau und die Leitung von KOV“, *Kooperation*, 1971, H. 9, S. 17.

54) H. Wirsig, „Zu den KOV...“, *a. a. O.*, S. 1770.

55) G. Grüneberg, „Die weiteren Aufgaben zur Durchführung der Beschlüsse des VII. Parteitag der SED und des X. Deutschen Bauernkongresses“, *Kooperation*, 1969, H. 1, S. 9.

ここではそれらに共通する課題・加入手続・管理・活動様式をみよう。

主な課題は次のように整理される⁵⁶⁾。(1)食品の安定供給のための社会的必要とメンバー経営の具体的条件にもとづき発展プログラムを作成する。その際特に、(a)住民への豊富なアソートメントの安定的継続的供給が決定的目的であり、(b)総生産・市場生産の高度成長と使用価値向上の同時達成、(c)再生産ライン各段階での労働生産性向上とともに、段階間のコーディネーションによるコスト引下げ、(d)基本手段稼働率の向上と最新の科学技術知識の急速な実用化、などが考慮されねばならない。(2)プログラム実現のために長期契約と投資調整⁵⁷⁾・共同投資(生産・貯蔵・販売いずれについても)によって資材・技術を確保する。共同投資による施設は1参加経営に付置することも、KOV内に新たな共同生産単位をつくることもできる。(3)経済的テコ体系を形成し、経済契約によってパートナー間の経済関係をコーディネートし、量・質・アソートメント・供給期限の達成をはかる。(4)参加経営の専門化・工業的生産方法への発展を促進する。

例えば、しばしば先進・典型に位置付けられる有名なKOV、ローシュトック飲用ミルクKOV⁵⁸⁾では、共同の発展構想にもとづいて酪農のみでなく他の畜産についても専門化を進めた(第2表参照)。

(5)社会主義競争・経験交流を組織する。(6)技能資格向上制度・コンサルティ

56) J. Gruner u. a., „Erfahrungen über...“, a. a. O., S. 18 を基礎に、模範定款第67・68条や前掲諸文献で補足した。「べきである」であり、個々のKOVですべて実現されているとは限らない。

57) ツィルジッヒは経営間投資調整をKOVの第1級の課題とした(H. Wirsig, „Zu den KOV...“, a. a. O., S. 1773)。各生産段階の集積が釣合って進行しないと、一定生産段階は特に多くの小規模生産単位から補足されることになり、品質のバラつき・生産の流れの乱れ等々が生じ、KOV効果が半減するからである。例えば、KOG バールシュテットのVEGノイマルクでの12000頭の豚肥育施設の建設に際しては、同VEGが所属するワイマル・アーボルダ肉豚KOV(後述)では、屠殺経営での12日間1000頭という屠殺能力、子取り・繁殖・育種経営の能力拡大、更に飼料生産の拡大等の釣合が必要であった(J. Gruner u. a., „Die Entwicklung unserer KOV verantwortungsvoll weiterführen“, *Kooperation*, 1973; H. 1, S. 30)。

58) ローシュトック酪農場が1967年10月、10KOGから農業経営27(約1万頭の乳牛)と、商業経営9、郡農業技術経営2、自動車運送経営、穀物業経営、種畜検査所各1を結集して結成した。詳細は *Kooperation* 誌の1968年5-6月号や翌年1月号、第10・11回農民会議プロトコール(前者のS. 163ff. u. S. 614 ff.、後者のS. 608 ff.)や第2表の出所文献などをみよ。

第2表 ローシュトック飲用ミルクKOV参加農業経営（一部）の専門化

参加経営	畜産部門		ミルク 生産	若令牛 育成	牛肥育	豚肥育	肥育用子 豚生産	家禽飼養	羊飼養
LPGエルメンホルスト	○	○	○	—	○	○	○	—	—
LPGニーンハーゲン	○	○	○	—	○	○	○	—	—
LPGホッペンドルフ	○	—	○	○	—	○	○	—	○
LPGグロスリュゼヴィッツ	○	○	○	—	○	○	—	—	○
VEGフォルデルボルハーゲン	○	○	○	○	—	○	○	—	○
VEGドーデンドルフ	○	○	○	—	○	—	—	○	○
LPGアーレンスハーゲン	○	○	○	—	○	○	○	○	○

(注) 各畜産部門の左欄が1968年、右欄が1972年で、○印が存在を示す。

(出所) J. Gruner u. a., „Die Entwicklung...“, a. a. O., S. 30.

ングサービスを形成する。

KOVもKOGと同様に各パートナーの同権性が建前であり、各経営の自由意志で形成される。加入の決定は⁵⁹⁾ 協同組合(LPG・GPG等)は組合員総会、VEGを含むVEBはディレクターが行う。但し、後者では従業員総会での討議・労組指導部との一致・上級機関の責任者の同意が必要である。協業組織体のKOV加入は、その従業員(当組織体に直接従業する者とVEG・LPG等から派遣された労働者・組合員から成る)の総会での討議を経て当該協業組織体評議会が決定する。

参加経営は「計画・契約その他の経済的・法律的義務の達成についての自己責任を保持する」⁶⁰⁾。しかもKOGと異なり、何らかの計画課題(指標)をKOVとして受取ることではない。というのはKOV(協業チェーンも)自体が計画化メカニズムであり、KOGや各経営のような意味での計画化対象ではないからで

59) 模範定款第62条、協業組織体の場合を別にして、当初からはほぼ同じ。

60) R. Mieth u. a., a. a. O., S. 45. 模範定款も「法的独立性の保持のもとで」の協業とした(第62条)。

ある。

KOGとのもう1つの組織論的差異は、最終生産者が特別の地位を占めるということである。それは食品生産と販売の経営であるだけでなく、農業の計画化・管理機構の末端の1つという機能を兼任し、KOV（と協業チェーン）はその「責任の下に」（模範定款第62条）に組織され、本部もそこに置かれる。KOVを含め垂直的結合の日常業務は最終生産者の管理・業務機構が利用される。RLNや生産者審議会・KOV評議会のコントロールの下とはいえ、農業経営への経済的刺戟や農産物評価の権限を委ねられている。こうすることで垂直連関用の管理機関や行政的方法の削減を意図したわけである。

最終生産者のこの地位は、垂直結合の元来の目的（最終製品の質と供給体制の改善）と消費者の要求に直接対面する限りで中間生産者と区別される再生産上の地位とに由来する⁶¹⁾。特別の地位はその限りであって、KOVの他の経営と同権のパートナーだとされる。ただ、最終生産者に従属するのではないか、という不安を実際に農業経営が抱いた⁶²⁾ように、その実権は相当大きい。KOV又は一般にRLN体制の、運用によっては大きな問題を生じうるポイントの1つはここにある。他方、最終生産者からは、「無理だ」「過労になる」云々の不満がでた⁶³⁾。全体としては管理要員の削減になるが、最終生産者には、その機能拡大にみあって、縮少・廃止される機構・経営からのカードル移動が必要である。これが必ずしも釣合った進行をしない。例えば、若干の地域で種畜検査所の一部機構（商業関係）の縮少が遅れ、コンサルティングサービス建設の要員が不足した⁶⁴⁾。

ところで、食品業自体における集積・専門化・協業の進展の必要および最終生産者としての機能（特に農業に対する製品別計画化・経済的誘導）の行使上の必要

61) Ebenda, S. 44/G. Grüneberg, a. a. O., S. 10.

62) F. Braun, „Fleischkombinat Erfurt: Erfahrungen bei der vertikalen Kooperation“, *Kooperation*, 1968, H. 1, S. 30.

63) Ebenda/Protokoll des VII..., a. a. O., Bd. 1, S. 383.

64) Vgl. G. Ewald, „Zu einigen Problemen der Führungstätigkeit zur Gestaltung des ökonomischen Systems des Sozialismus“, *Kooperation*, 1968, H. 3, S. 6f.

から、食品工業・商業も再編された。前述のようにVEABが廃止され、その機能は食品工業がひきつぎ、果物・野菜・馬鈴薯——加工なしに消費される比重が高い食品——には専門商業経営(卸で、かつ最終生産者の機能を担う⁶⁵⁾)がほぼ郡毎に組織された。更に、食品工業・卸売商業経営の県別専門部門別コンビナート化が1967年から⁶⁶⁾全県で始った。食肉・穀物業・家禽各コンビナート、ミルク経済連合⁶⁷⁾、果物野菜馬鈴薯経済合同である。果物野菜馬鈴薯経済合同(上記商業経営が結集)が消費協同組合連合付置の全国経済合同を通じて商業供給省に管轄されるほかは、県RLNの管理、中央RLNの下にある農産物買付加工国家委の指導の下にある。砂糖・澱粉経営は全国的にVV B化され、同国家委の管理下にある。といった具合である⁶⁸⁾。

尚、食品業にも私企業等がまだ存在するが、最終生産者の上述の諸機能はVEBに委ねられる⁶⁹⁾。但し、乳業や上記商業経営は別(協同組合形態)である。

当然地域割となるKOGに対し、前述のようにKOVは最終生産者の仕入地域毎に形成される。但し、1最終生産者に複数のKOV、逆に1KOVに複数の最終生産者ということもある。従って、郡、時には県という境界にも制限されずに組織される⁷⁰⁾。例えば前述のローシュトック飲用ミルクKOVは3郡に、ハルベルシュタット穀物KOVは2郡に、ゾンデルスハウゼン飲用ミルクKOVはエルフルト県とゾール県に跨る⁷¹⁾。とはいえ、県レベルのコンビナー

65) 但し、最も早く結成されたKOVの1つであり、iga(国際園芸共進会)67でそのリングに銀賞を受けたハレ・ザール果物KOVは、農業経営のみから成り、業務を指導するKOV幹部会が最終生産者の機能を担い、その下に販売部を設けた(H.-J. Kamper u. a., a. a. O., S. 45/P. Rzesnitzek, „KOV Halle-Saale-Obst: Volle Verantwortung für das Endprodukt“, *Kooperation*, 1968, H. 5-6, S. 53ff.)。例外である。尚、当KOVは1967年1月、51の果物専門経営が結成し、その年中に63経営、果物作付面積3013 ha、年間総生産1000万マルクとなった。

66) X. *Deutscher Bauernkongress, überarbeitetes Protokoll*, 1968, S. 72. Vgl. *ebenda*, S. 165f. und S. 224f./W. Ulbricht, a. a. O., S. 448.

67) *Kooperation* 誌1968年9月号掲載のRLN体制図では経済連合、1968年初のエヴァルト演説(*Kooperation*, 1968, H. 3, S. 6)や上掲第10回農民会議プロトコル(S. 72)では経済合同となっている。酪農場は協同組合形態(VdgB—農民互助同盟—酪農場(乳業)コンビナート)の比重が高く、それと人民所有酪農場等の協業機構である。

68) 前掲拙稿参照。

69) H.-J. Kamper, „Zum Begriff Endproduzent...“, a. a. O., S. 45/模範定款第62条。

70) H.-J. Kamper u. a., „Zum Begriff KOV...“, a. a. O., S. 45.

71) J. Gruner u. a., „Erfahrungen über...“, a. a. O., S. 18.

トではなく「直接に生産し、独立に経営する最終生産者」⁷²⁾、即ちコンビナートの単位経営(例えば、ノイブランデンブルク県食肉コンビナートのテーテロウ屠殺経営)毎に形成され、自身の専門化(例えば牛と豚の)はその組織するKOV数の減少となる。

KOVの目的・組織構造・活動様式等は協業協定によって、その目的に応じたパートナー間供給・給付関係は当該二者間の長期・年次の経済契約によって律せられる。KOVの組織構造をみておこう⁷³⁾。

KOVの管理機関は全権代表会議・評議会・議長である。全権代はKOVの最高機関で、全メンバー経営の代表から成り、通例少くとも年2回開かれるべきだとされる⁷⁴⁾。代表は、LPGは組合員総会で選び(従って解任もこれによってのみ可能)、VEBではディレクターが指名する。全員一致制が原則であり、管轄事項は基本問題で、加入問題、評議会・議長・業務責任者の選出、活動プログラム・作業グループの承認、協業協定の決定・変更、他の内部機関の指導(それらは定期的に全権代に活動状況を報告する)などである。

連合評議会(小規模KOVでは不要)は4～6週間毎に開かれることが多く、全権代の討議資料の作成、生産・販売の有効な組織化のための決定・勧告の実施および実行コントロール、経験交流・経営比較・作業グループの投入などによる参加経営の援助、作業グループ・諸委員会の指導、社会主義競争の指導などである。参加経営間経済関係に生じうる不釣合の防止・除去も重要な課題である。

議長は通例農業経営の代表である。これは、生産者審議会議長と同様に、最終生産者の経済的地位に対するカウンターウェイトといえる。KOV組織の特

72) R. Mieth u. a., a. a. O., S. 44.

73) 以下の文献によって整理した。R. Mieth u. a., a. a. O./H.-J. Kamper u. a., „Zum Begriff KOV...“, a. a. O./H.-J. Kamper u. a., „Zum Begriff Bevollmächtigtenversammlung des Kooperationsverbandes und Kooperationsverbandsrat“, *Kooperation*, 1968, H. 8/F. Braun, Die neue Rolle der Endproduzenten für die Versorgung der Bevölkerung mit hochwertigen Nahrungsmitteln, in *X. Deutscher Bauernkongress...*, a. a. O./J. Gruner u. a., „Erfahrungen über...“, a. a. O. /模範定款。

74) 模範定款は少くとも年1回とした(第66条)。

徴の1つは業務責任者(又は書記)にあり、日常業務を受持つ最終生産者の代表が就く。

全権代や評議会は連合諸機関・付属組織体に対しては決定権をもつが、各経営に対しては勧告的決定を行うのであり、その発効には各経営の同意が必要である。

評議会には専門的分析・決定準備のために常設又は臨時作業グループや諸委員会・アクチブが付置される⁷⁵⁾。ローシュトック飲用ミルクKOVには技能資格向上、ブリーディング、技術・精製・加工、経済、繁殖・衛生、商業・販売、飼料運用、質についての8作業グループがある(1971年)。

ところで、全権代・KOV評議会が存在しても、生産者審議会は独自の役割をもつ。というのは、チェーンの全経営がKOVに加入するわけではないからである。例えば、ローシュトック酪農場の仕入先はKOV内経営の数倍の農業経営に及ぶ⁷⁶⁾。

尚、KOVは原則として権利能力を持たないが、共同で生産・貯蔵・販売の課題を実行するKOVには例外的に、県評議会の承認と郡評議会への登録の後に、権利能力が与えられる(模範定款第64条)⁷⁷⁾。

IV

具体的様相を、7党大会でウルプリヒトが例示した2KOVと、論文①・②でとりあげたKOGバルシュテットの垂直協業についてみてみよう。組織問題は一般例とほぼ変わらないので省略する。

実験県の1つマグデブルク県の、BRD(西ドイツ)に境を接するハルデンスレーベン郡ではレーツリンゲン地域を中心に早くから食用馬鈴薯の垂直協業が

75) かつてH. ヴィルジッヒはKOV内に主に大口消費者から成る「消費者評議会」を形成することを提起した(H. Wirsig, „Zu den KOV...“, a. a. O., S. 1774)が、我々は具体例を知らない。

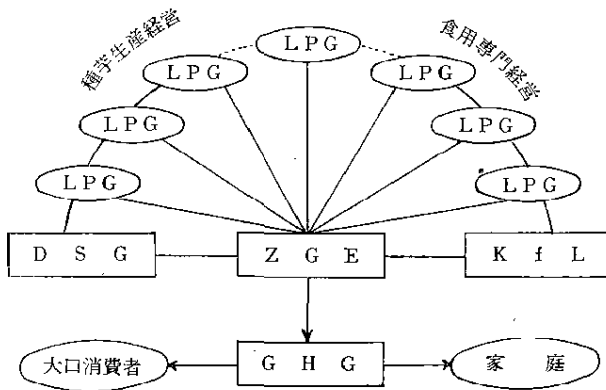
76) H.-J. Kamper, „Zum Begriff Erzeugerbeirat...“, a. a. O., S. 44.

77) Vgl. H. Gold, „Zu einigen Fragen der weiteren Herausbildung des sozialistischen Wirtschaftsrechts“, Kooperation, 1968, H. 3, S. 33.

発展した⁷⁸⁾。この郡は砂糖KOVも早い。

1965年までの馬鈴薯生産には主に2つの欠陥があった。第1に、レーツリンゲンのどのLPGとも各種馬鈴薯(食用・飼料用・工業用・種芋用)を、従って比較的小規模に作付け、馬鈴薯だけでも幾つかの契約パートナーを持ち、コストも高かった。第2に、BHGエービスフェルデに大型選別機械(K 711型)があったが、各LPGが別々に賃貸利用したため、その利用効率、従ってLPGの作業効率が悪く、コスト上昇・1A評価の馬鈴薯の減少・住民への供給の不適切さが生じていた。そこで、タイプI・III混合の18LPG間の協業として馬鈴薯作付の使用目的別専門化・集積の構想が作られ、同時に、18LPGのZGEとして設立が予定されていた乾燥場に、食用馬鈴薯に専門化した11LPGとBHGエービスフェルデの共同投資による馬鈴薯選別センター(ZKSP)が追加された⁷⁹⁾。

第3図 ハルデンスレーベン食用馬鈴薯協業チェーン



(注) DSG: 種子商業経営

KfL: 郡農業技術経営

(出所) K. Löber u. a. a. O., S. 8.

78) 以下ハルデンスレーベン食用馬鈴薯KOVについては *Protokoll des VII. ...*, a. a. O., Bd. 1, S. 199f./K. Löber u. a., „Qualitativ hochwertige Speisekartoffeln für den Verbraucher“, *Kooperation*, 1967, H. 2/„Vom Feld direkt zum Verbraucher“, *Kooperation*, 1967, H. 3-4 による。

79) このようにZGE設立に際してはしばしばBHGの生産手段が利用された(Vgl. W. Ulbricht, a. a. O., S. 360f./G. Ewald, „Zu Fragen...“, a. a. O., S. 469/H. Döring u. a., „Die neuen Aufgaben der BHG“, *Die Deutsche Landwirtschaft*, 1967, H. 6 usw.)。

この限りではKOG的だが、更に、このZGEと果物野菜GHGとの結合がはかられた。後者がハルデンスレーベン郡住民への馬鈴薯供給を受持っていたからである。従来は農業経営からVEABが買付け、卸（VEAB又はGHG）を経て小売商業—消費者に渡っていた。これを、(1)買付と卸の一体化、(2)商業機関での貯蔵の排除、(3)直接需要（貯蔵なし）では可能な限り現物移動上は卸への回送を省略、という方向で改善することになった。選別場から直接消費者へ、である。

かくて、1966年第3図のような協業チェーンが成立した。

GHGハルデンスレーベンが最終生産者の役割で、全体の質・アソートメント・期限上の経済的テコの導入を徐々にはかった。需要変化への対応と流通コスト削減に責任を持つ。LPGはKOGレーツリンゲンにあり、KOGの馬鈴薯作付面積は約1000 haである。ZGE馬鈴薯選別部は選別・精製のみでなく、GHGと契約結合し、運輸・5 kgの小型パッキング(67年からで、郡農業技術経営との協力で半自動包装機械を設置)なども担った。ほかにBHGも入っており、肥料・害虫駆除剤などを扱う。チェーン化初年度の経済成果は第3表の如くである。

第3表 同チェーンの経済成果

収 益 増 要 因		収 益 増
品質向上（1A評価の比重）	94(14)%	4.5 万マルク
選別・包装・荷役コスト（トンあたり）	8.80(15.20)マルク	3.06 //
流 通 合 理 化		1 //
投 資（選別センター）		- 12.2 //

* ZGE の増収額。 (注) () 内はチェーン化以前。

(出所) チェーン化初年度についての K. Löber u. a., a. a. O., S. 9 の叙述より作成。

7 党大会をうけて1967年夏、KOV化のための定款を作った。評議会は上述 KOG 6名、GHG・ZGE・DSG・小売商業・KOG外 1LPG各1名の計11名であった。

尚、ここで大きな役割を果たしたZKSPはDDR全体で1964年に2ヶ所、翌年19ヶ所だったが、66年には155ヶ所になり、平均選別能力も64年の1,500トンから66年は2,657トンに上昇した（当時の目標では70年に平均能力3,500トンを420ヶ所であった）⁸⁰⁾。

ウルブリヒトが大会で挙げたもう1つのKOV、テーテロウ肉豚KOVは、最も古いKOVで、ノイブランデンブルク県のテーテロウ屠殺経営の仕入地域にある⁸¹⁾。テーテロウ郡はかつてのユンカー王国メックレンブルクの丁度真中に位置する農業地帯である。

中心課題は、豚肉需要の増大に応じて、その供給の向上と安定化・肉質の改善のために、直接契約的供給関係の整備を、厚脂肪豚（多目的な豚）から脂肪の少ない近代的肉豚タイプの養豚への転換・育種上の進歩の肥育豚までの急速な波及と結びつけることにあった。従って、協業による集積・専門化とともに、育種・繁殖活動が重要であった。

この課題を果たすためには農業生産者と屠殺経営の協力が必要であり、最初の協力は1960年に遡る。その年屠殺経営と2つのVEGが直接の供給関係を成立させた。しかし、KOV化の直接の契機はノイブランデンブルク種畜検査所の

80) H. Sommer, „Erfahrungen für die Arbeit auf den zentralen Kartoffelsortierplätzen“, *Kooperation*, 1967, H. 2, S. 11. Vgl. H. Sommer, „Erfahrungen mit ZKSP der BHG 1965“, *Die Deutsche Landwirtschaft*, 1966, H. 8.

81) このKOVは、F. Krahn, „Lehrstunden der Demokratie im Dorf“, *Neues Deutschland*, 10. 11. 1966, S. 3/W. Ernst, „Bedeutung und Aufgabe der KOG Fleischschweinproduktion im Bezirk Neubrandenburg“, *Die Deutsche Landwirtschaft*, 1967, H. 1/R. Steding, „Stellung und Funktion des Finalproduzenten der Nahrungsgüterwirtschaft“, *Die Deutsche Landwirtschaft*, 1967, H. 4/*Protokoll des VII. ...*, a. a. O., Bd. 1, S. 200 und S. 381ff./., „Kooperationskette «Schweinefleisch» von der Zucht bis zum Einzelhandel“, *Kooperation*, 1967, H. 3-4/X. *Deutscher Bauernkongreß...*, a. a. O., S. 560ff./., VEB Schlachtbetrieb Teterow: Kontinuierliche Produktion und bessere Qualität durch sozialistische Vertragsbeziehungen“, *Kooperation*, 1969, H. 10/W. Schulz, „Wir nutzen alle Reserven in der Produktion von Schweinefleisch“, *Kooperation*, 1970, H. 8/W. Schulz, „Erhöhung der Gebrauchswerte und der Effektivität in den Zuchtstufen der Schweineproduktion“, *Kooperation*, 1971, H. 7/J. Gruner u. a., „Erfahrungen aus...“, a. a. O./W. Schulz, „Wichtige Reserven in der Produktion: Kooperieren und Rationalisieren“, *Kooperation*, 1972, H. 4/XI. *Bauernkongreß der DDR, überarbeitetes Protokoll*, 1972, S. 445 ff. を参照してまとめたが、紙数の都合で多くの点を省略した。この屠殺経営は当初テーテロウ食肉コンビナートをなしていたが、ノイブランデンブルク県食肉コンビナート形成後はその単位経営となった。

指導で作られた「『肉豚生産』社会主義労働共同体」である。ここには育種経営・肥育経営、県・郡農業評議会、テーテロウ食肉コンビナート、県VEAB、農業研究所が参加した。1965年9月の最初の会議で、ブリーディングから加工までの長期契約体系を上記コンビナート(屠殺経営)の仕入地域に形成することが目標とされ、12の養豚経営(8 LPG・4 VEG)と屠殺経営から成り、種畜検査所やVEAB・生産管理部(郡)が協力する「肉豚生産KOG」が形成された⁸²⁾。

65年末までに、まず農業経営間に1970年までの長期契約が結ばれた。これら各経営は養豚各段階に専門化した。2 LPGが育種と繁殖用子豚の生産(繁殖豚育成)を兼任し、6 LPG・1 VEGが繁殖豚飼養(肥育用子豚の生産)、3 VEG(最初に直接供給関係に入った上述の2 VEGを含む)が肥育にあたることになった。

この時はまだ長期直接契約が最終生産者にまで及んでいなかったが、翌年末には屠豚供給の直接的長期契約も結ばれ、「SED13中総が指示した方針での先進」と評価された。同時に、参加農業経営が18に拡大した。ついでに言えば、67年中には22となったが、1971年のレポートでは13 LPG・3 VEGである。

DDR人民議会の農林委員会はしばしばLPGを視察するが、この66年11月にはSED中央委員会農業部長 B. キースラーを含む同委員会の1作業グループが、当KOVのブリーダーLPGの1つを擁するKOGグノイーン(タイプⅢLPG5、タイプⅠLPG2⁸³⁾)を訪れた。言うまでもなく、垂直協業において「抜群の成果を達成した」からである。この時既に生産者審議会が設置されることになっていた。恐らくこれが食品業最初であろう⁸⁴⁾。直接の動機は肥育経営が、質に応じた代金支払のための屠豚査定への対応として要請したことであった。

82) 成立時は文献により65年の9月とも11月ともいう。このように当初はKOGを名乗ったが、実際は肉豚KOVである。翌年初めに協業評議会もできた。

83) うち1つはタイプⅠでも730 haという大きさで、当時畜産協同化のための畜舎建設を企図していたが、郡農業評議会は建設資材不足で、希望にそえない、1970年以後には何とか、としていた。キースラーは不満で、資材利用状況を点検していた(F. Krahn, a. a. O.)。

84) エルフルト食肉コンビナート(後述)も14中総の時点で既に一部に生産者審議会を作り始めていた(G. Ewald, „Vertragsbeziehungen...“, a. a. O.)。

こうした垂直結合により肥育経営は改良された素豚から、規定の質パラメーターを備えた屠豚を大シリーズかつ予定期限に屠場に供給でき、全体の生産の流れ・生産性と最終製品の品質が著しく向上した。飼料消費・運輸コストの低下等も含め、その経済効果は1967年に合計約90万マルクと算出（予定）された。

テーテロウ屠殺経営は1969年に初めて豚のみでなく牛も含め全屠畜を直接契約で仕入れた。そのやり方を豚で言えば、まず長期の外廓契約が各生産段階間で結ばれて、原則的事項・質パラメーター・獣医学上・衛生上の問題等が協定される。従って、年次契約では供給量のみが、生産の連続性確保のために、四半期毎に分割して決められる。質で差別される屠豚代価支払については、屠殺経営による肉豚タイプの比重の判定を生産者審議会が四半期毎に再検査する。尚、ここの生産者審議会がコーディネイトして、KOV内とKOV外の農業経営間に肥育用子豚の供給関係が結ばれている。

当KOVの最近の発展状況は第4表の如くである。当初2経営だったブリー

第4表 テーテロウ肉豚KOVの生産発展

		1968	1971
肉 豚 生 産	トン	2,300	3,430
繁殖豚飼養数	頭	2,450	4,100 ¹⁾
豚 飼 養 総 数	頭	18,871 ²⁾	31,131 ³⁾

1) 1972年初。 2) 1967年11月末。

3) 1970年11月末。

（出所）脚注76)の若干の文献の叙述より作成。

ダーは農地 1560 ha の LPG グノーンに集中された（血統書付母豚150頭以上）が、ここは養豚部門の売上げを1966年の67万マルクから70年には132万マルクに伸した。その間労働力数は1.25倍にすぎない。〔この間の素豚価格の変化は不明だが、屠豚1デントンは、全国平均売上げ額が450.10マルクから494.52マルク、屠殺価値C II クラスの法定生産者価格が調達220.00マルク、買付519.00マルクから統一価格500.00マルクに上昇している——DDR統計年鑑による。〕

共同投資では、例えば、繁殖豚飼養用に1000頭規模の畜舎2ヶ所がZGEとして企画され、73年に移動予定である。これらは「工業的生産」の実現としての畜舎で、うち1つを例にとると、タイプIII・I各2のLPGが資金と飼料を提供し、それらの代表からなる協業評議会（各種専門委員会を付置）が運営する。

尚、当KOV議長はあるLPGの畜産技師である⁸⁵⁾。

さて、最後に、垂直連関の実験県・先進県たるエルフルト県と、その中でもモデル郡であったワイマル郡を取りあげよう。

SEDワイマル郡指導部第一書記(当時)G.グラムの評価ではKOGパールシュテットがイニシアチブを発揮した⁸⁶⁾。ワイマル郡では1966年中頃から農業・食品業の統一管理(RLN体制化)の実験が始まった⁸⁷⁾。同年11月にKOGパールシュテットは、「わが共同体内のより緊密な協力のみでなく、食品工業や消費者とのより緊密な協力をも」重点の1つとした7党大会に向けての社会主義競争を呼びかけ⁸⁸⁾、全国的呼応運動がなされ、14中総でも取上げられた⁸⁹⁾。ワイマル郡では98LPG中86LPGがこれに倣った競争プログラムを作った⁹⁰⁾。

この時点で同KOGはワイマルの26の食品店と3ホテルに卵を直接供給し、エルフルト食肉コンビナートのワイマル経営との直接契約関係にあったが、7党大会までにワイマル酪農場コンビナート・GHGワイマルを加え、又KOV化を準備した⁹¹⁾。

特に、エルフルト県の食肉業は県全体で早くもagra 67(6-7月)までに「全経済活動」が「協業チェーンを通じて下から上まで経済計算原則によって管理され」⁹²⁾るようになり、行政的方法にとってかわった。そこで、エルフルト食肉コンビナート長であり「加工工業のコンビナート形成の先駆者の1人」

85) H.-J. Kamper, „Zum Begriff Bevollmächtigtenversammlung...“, a. a. O., S. 45.

86) *Protokoll des VII.*, a. a. O., Bd. 3, S. 201.

87) *Ebenda*, S. 201 u. S. 203. 同郡がモデル郡たる由縁は1968年1月から農産物生産者価格=加工経営仕入価格実験の区域となったことにもある (Vgl. X. *Deutscher Bauernkongress*..., a. a. O., S. 72, S. 168 u. S. 300ff./H. Riebow u. a., „KOV Fleischschwein Weimar-Apolda: Neue Ziele bei der Lösung der Versorgungsaufgaben“, 1969, H. 3, S. 15f.).

88) *Neues Deutschland*, 11. 11. 1966, S. 3. 同KOGは7党大会直後にもシュトラールズント造船所に応え、10月革命50周年記念として競争の続行を呼びかけた (*Ebenda*, 5. 5. 1967, S. 3). ちなみに、従来SED中央委員候補であったLPGパールシュテット議長 K. トーマは7党大会で中央委員に選出された。

89) „Bericht des Politbüros...“, a. a. O., S. 21 f.

90) *Protokoll des VII.*, a. a. O., Bd. 3, S. 200.

91) *Ebenda*, Bd. 1, S. 345.

92) W. Ulbricht, a. a. O., S. 447.

F.ブラウンが第10回農民会議(1968年6月)における垂直協業の報告者となった。

同県の食肉業(屠殺・加工)は既に1965年1月に2つの地域別コンビナートに統合されたが、1968年1月からはその一方が県全体を統括し、最終生産者としての計画化・管理機能遂行体制を強めた⁹³⁾。

ここでは1967年12月20日迄に9 KOVと、コンビナート内全屠殺経営に生産者審議会が形成され、部門別コンサルティングサービスも活動し始めた⁹⁴⁾。既に同年4月1日迄に農業経営との直接契約が成立していたが、特に9月・10月の屠豚供給の乱れから対策としてKOV化を促進することになり、党・LPG幹部会・同総会の会議が100回以上集中的になされて急速にKOV化したのであった。その際に先進事例となったのが、同年5月に結成されていたワイマル・アーボルダ肉豚KOVである⁹⁵⁾。

このKOVは同県コンビナートのワイマルとアーボルダにある2つの単位経営が、この両郡を中心に組織したもので、KOGパールシュテットの協業経験が基礎にされた。同KOGで豚肥育を分担するVEGノイマルクのディレクター J. シュテルツァー⁹⁶⁾ がKOV議長、ワイマル屠殺経営のディレクター H. リーボウ(後にK. クメッチ)が業務責任者となった。

やはり長期的協業契約を基礎に、経済契約で補足して運営される。前者は展望期間の各生産段階の課題とともに、所定のパラメーターが達成されなかった時の罰則を含む経済的制裁も内容としている。

「展望的發展」作業グループが工業的生産方法への移行や共同投資等の統一的展望構想を作成した。1975年までに育種から屠殺までの約90%が工業的生産

93) Vgl. F. Braun, „Zu den bisherigen Erfahrungen bei der Kombinatbildung in der Fleischindustrie“, *Kooperation*, 1968, H. 3.

94) *Ebenda*, S. 21.

95) 以下当KOVはF. Braun „Fleischkombinat...“, a. a. O./F. Braun, Die neue Rolle..., a. a. O./H. Riebow u. a., a. a. O./H. Stelzer u. a., „KOV Fleischschwein Weimar-Apolda: Stabilität und Effektivität der Produktion bei schrittweise Herausbildung industrieller Produktionsmethode“, *Kooperation*, 1971, H. 11 による。

96) 彼は1969年頃にKOGパールシュテットの議長でもあった。同KOG議長は66年にはLPGファイバツハエーデルハウゼン議長 W. ハーン, 67年にはLPGホテルシュテット議長 E. レーダーであった。

化される予定である。その際に大きな役割を果たす共同投資として、まずVEGノイマルクの豚肥育がZBE化した(1967年)。これには食肉コンビナートも出資したが、1969年から豚肥育の単一経営としてのVEGになり、12000頭規模の近代的大肥育施設を含め、ワイマール郡の豚肉買付の5割を産出する。更にグロスオープリンゲンに1000頭規模の繁殖豚飼養施設が共同体組織体として建設され、KOGニーダーツィメルンに1300頭規模の同施設がZGEとして建設中(1971年)であった。後者は育種から肥育用子豚生産までを統合するもので、1970年稼動予定だったが、遅れたようである。ほかに幾つかの大規模な同種施設や肥育施設の建設が1975年までに予定されている。

KOVの繁殖豚飼養数は1968年の3,500頭から1971年6,500頭に、豚飼養総数は同期間に40,500頭から84,200頭に、肉豚タイプの比重は1967年の19.1%から1971年前半期の71.4%に高まった。更に、肥育用子豚の価格制度の改革実験も始めた。

ところで、1つの問題は飼料基盤—植物生産である。その拡大のために、KOGバールシュテットは、7党大会を前にした展望討議で、他の隣接4KOGとの協力関係の推進を決めた⁹⁷⁾。だが、植物生産の生産性向上こそ重要であ

第5表 ワイマール・アーポルダ肉豚KOVの構成
(1969年初)

農業経営	育 種	2
	繁殖豚育成	5
	肥育用子豚生産	12
	肥 育	7
種 畜 検 査 所		1
国営動物医療組織		1
食肉工業経営(屠殺)		2
資材・技術供給経営*		4
小 売 商 業 組 織		2

* 郡農業技術経営と穀物業経営(飼料)。

(出所) H. Riebow u. a., a. a. O., S. 15.

第6表 ワイマール・アーポルダ肉豚KOVの豚肉生産 (トン)

	ワイマール・アーポルダ両郡	うち当KOV	比重 ¹⁾
1968年	10,420	3,338	32.0%
1969年	10,367	4,387	42.3
1970年	10,074	4,868	48.3
1971年 ²⁾	11,500	7,400	64.3

1) F. Braun, Die neue Rolle..., a. a. O., S. 223 によると, KOV結成以前(1966年)の比重は27%, 1967年は37%。

2) 予定。

(出所) H. Stelzer u. a., a. a. O., S. 20. 但し, 比重数値の一部の誤植と思われるものは修正。

った。それは、一般に当時(1967年まで)の植物生産の協業形態の立遅れの克服の必要、ZGE論の進展などと絡みあって、農業経営間の新たな協業形態の創出となる。次稿ではそれを検討するつもりである。

97) *Protokoll des VII...., a. a. O.*, Bd. 1, S. 344. 合計約12000 haの農地である。